

2 練環環第 2367 号
令和 3 年 3 月 29 日

関係事業者団体 御中

練馬区長 前川 煽男
(公印省略)

練馬区アスベスト飛散防止条例の一部改正について（通知）

日頃より、練馬区の環境行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、大気汚染防止法（以下「法」という。）および関係政省令が改正され、規制対象の建材がアスベスト含有成形板を含む全てのアスベスト含有建材へ拡大されるなど、大幅な規制の強化が図られることとなりました。

これを踏まえて、区においても、練馬区アスベスト飛散防止条例（以下「条例」という。）および同施行規則を改正いたしましたので、下記のとおり改正事項の概要等をお知らせいたします。

つきましては、貴団体におかれましては、この趣旨をご理解いただきますとともに、傘下会員事業者様への周知について、特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 主な改正事項

(1) 届出対象の建材の追加について

アスベストを含有する建築用仕上塗材（以下「アスベスト含有仕上塗材」という。）のうち、吹付け工法で塗られたものの除去等を伴う工事は、環境省通知「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」（平成 29 年 5 月 30 日環水大大発第 1705301 号）により、法に基づく届出の対象とされてきたところであるが、本年 4 月 1 日をもって当該取扱いが廃止されることとなった。

これを踏まえ、アスベスト含有仕上塗材について、吹付け、はけ塗り等の塗り方にかわらず、条例に基づく届出対象の建材に加えることとする。

ついで、工事対象面積（※）が 80 m²以上の解体等工事に限り、これまでどおりアスベスト含有成形板の除去等を伴う工事を届出の対象とするほか、アスベスト含有仕上塗材（塗り方は不問）に係る工事についても届出の対象とする。

※工事対象面積： 建築物の解体工事にあっては、当該建築物の延べ床面積を、建築物の改修工事および工作物の解体・改修工事にあっては、当該工事に係る床面積の合計または水平投影面積をいう。

(2) 規制対象者の追加について

法の改正により、下請負人が作業基準の遵守義務等の対象に追加された。これを踏まえ、条例においても下請負人を規制の対象に加えることとし、立入検査等ならびに改善勧告および公表の対象とする。

(3) 資料の戸別配布による住民説明終了時の報告時期について

吹付けアスベスト等の除去等を伴う工事（改正法第 18 条の 17 第 1 項に規定する届出対象特定工事をいう。）であって、延べ床面積が 500 m²以上の建築物等に係る工事を施工する元請業者または自主施工者は、説明会その他の方法により当該工事の内容を関係住

民に説明し、当該工事の開始の日の2日前までに区長へ報告しなければならないこととしている。

これに加えて、条例施行規則で定める方法のうち、工事説明資料の戸別配布により説明を行ったときは、関係住民との質疑応答の期間を設けるため、当該説明を終了した日から3日を経過した日以後でなければ、区長へ報告できないこととする。

(4) 工事の実施に係る届出の廃止について

法改正により、令和4年4月1日から、一定規模以上の解体等工事において、アスベストの含有の有無にかかわらず、都道府県等（特別区にあっては、各区）に事前調査の結果を報告することが義務付けられた。

当該報告項目の多くが、条例に基づく(1)の届出の項目と重複することとなったため、当該届出を廃止する。

(5) 標識設置報告の義務付け

アスベスト含有建材の除去等を伴う解体等工事を行なうときは、元請業者または自主施工者は、当該工事の開始の日の14日前までに、作業内容等を表示した標識（改正後の法施行規則第16条の4第2号に規定する掲示板をいう。）を敷地の道路に接する部分に設置しなければならないこととしている。

(3)に伴い、工事の元請業者または自主施工者による近隣周知の徹底を図るため、標識の設置に係る報告を新たに義務付け、当該標識を設置したときは、工事の開始日の5日前までに区長へ報告しなければならないこととする。

(6) 様式の改正について

条例施行規則に規定する届出書等の様式について、届出者等の押印を不要とするほか、所要の改正を行う。

2 施行日

令和3年4月1日。ただし、1の(4)および(5)については、令和4年4月1日
(1の(6)については、令和3年4月1日および令和4年4月1日)

3 参考

関係法令の改正情報等については、以下のサイトをご確認ください。（各サイトのURLは、変更される場合があります。）

(1) 建築物等の解体・改修工事等におけるアスベスト規制（練馬区）

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/omonajorei/kankyo/asbestos/koujitodokede.html>

(2) 改正大気汚染防止法について（環境省）

http://www.env.go.jp/air/post_48.html

(3) 東京都アスベスト情報サイト（東京都環境局）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/index.html

(4) 石綿障害予防規則など関係法令について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index_00001.html

【担当】練馬区 環境部 環境課 環境規制係

Tel. 03-5984-4712